

南あわじ市 平成 21 年度 事務事業評価シート 新規 継続

(事務・繰出金 組織運営 管理用)

Ⅰ 基本事項

整理番号 572

事業名	西淡ごみステーション		予算科目	会計	一般会計・1
担当部課名	市民生活部	生活環境課		款	衛生費・4款
電話	0799 - 43 - 5024			項	清掃費・2項
事業分類	<input type="checkbox"/> 義務的(法定)事務 <input checked="" type="checkbox"/> 任意的(自治)事務	法的根拠 (法令、条例、要綱等)		目	ごみ処理費・2目
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	安らぎづくり__元気あふれ__住んで快適なまちづくり__			
	まちづくりの目標	子どもを産みたい__育てたいまち(子育て)			
	施策目標	ゴミのない清潔感あふれる安らぎの住環境をつくる			
該当する事業について「 」を選択		事務・繰出	組織運営	管理	

Ⅱ Plan (計画・事務内容)

事務又は 管理の 内容	目的	対象(誰を・どのような状況の人を) 西淡地域で設置されているゴミステーションのうち土地借上げ料を支払っている人(団体)24件(23人)、水道代を支払っているゴミステーション92ヶ所 対象人数(人) 11,517 意 図(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入) 現在、西淡地区のみゴミステーションの年間使用水道料と個人所有の土地に建つゴミステーションには土地借上げ料を支払っている。しかし、土地借上げ料の金額設定の根拠が不明確なステーションがあったり、土地借上げ料とゴミステーションでの使用水道料金について市内では統一的に扱われていない。 他地区では借地料を支払っていない地区もあるし、ステーションに水道は設置しているが水道料金は地元で支払ってもらっているところがある。 そのため借地料の見直し(借地料減額、固定資産税の減免措置への移行)、借地料、ゴミステーションで使用した水道料金について市内での統一的な扱い(市内全て地元自治会で持ってもらおう等)の検討が必要である。
	実施内容	(何をどのような手段・内容・手順により目的を達成させるのか) 借地料については根拠を見直し、変更の必要がある場合は契約の相手方と話し合いをする。 ゴミステーションの水道料金については、他地区との兼ね合いもあるので地元負担をお願いしたい旨を自治会長さん達と協議する。
	事務又は 管理の 内容	(具体的に実施した事務又は管理の内容など) 毎年、土地借上げ料については決まった金額を契約の相手方の指定口座に入金している。 水道代については毎月支払いをしている。
合併協議 事務調整 内容	(合併前におけるの事業実施団体と合併時における事務調整経緯) <input type="checkbox"/> 旧緑町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧西淡町 <input type="checkbox"/> 旧三原町 <input type="checkbox"/> 旧南淡町 <input type="checkbox"/> 旧広域事務組合 <input checked="" type="checkbox"/> 新市から 合併後検討する。	

Ⅲ Do (活動内容、投入資源・コスト)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
資源配分 (インプット)	直接事業費 (千円)	1,430	1,441	1,500	1,778	1,705
	水道代	791	802	861	949	876
	借地料	639	639	639	629	629
	修繕料	0	0	0	200	200
	財 源 (千円)					
	国					
	県					
	起債					
	その他					
	一般財源[A]	1,430	1,441	1,500	1,778	1,705
	人件費(正規職員)[B] (千円)	419	421	391	0	0
	平均人件費(1日当り)	29.9	30.1	27.9	28.2	28.2
	事業量1(事業に要した日数)	14	14	14		
	事業量2(事業に要した人数)	1	1	1		
	年間経費([A]+[B])	1,849	1,862	1,891	1,778	1,705
	「目的」対象人数1人当り経費 (円)	160.5	161.7	164.2	154.4	148.0
	経費に関する 補足説明	水道料金、借地料の支払い事務				

Ⅳ Check (事業の自己評価・一次評価、コスト分析)

		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事務 又は 管理 経費	直接事業費対前年度比	%	-	100.8	104.1	118.5	95.9
	(事務又は管理経費に係る問題点・課題等) 土地借上げ料については5年に1度契約の更新を行っている。その後は毎年契約の借上げ料を支払っている。 ステーションで使用した水道代については企業経営課からの請求書どおりに毎月支払いをしている。						自己 点 評 価 3
人 件 費	人件費対前年度比	%	-	100.7	92.7	-	-
	(人件費に係る問題点・課題等) 特になし。						自己 点 評 価 4
総 合 評 価	自己評価をふまえた現状分析 一部の土地の借上げ料の金額に疑問あり。固定資産税の評価とも違う。借地料の算出根拠を見直して、変更契約を行うとか、借地料を払わずに固定資産税の減免に切り替える等の調整が必要と思われる。 ゴミステーションの水道代についても市内全域で統一的な取り扱いを見据えて調整する必要がある。						<div style="text-align: center;">評価グラフ</div> <p style="text-align: center;">直接事務費 組織運営</p>

V Action&Plan (改善の内容)

	平成22年度にできる改善・改革	平成23年度以降にできる中期的な改善・改革
今後の方向性とその理由	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 業務改善 <input type="checkbox"/> 人員配置の見直し	<input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input checked="" type="checkbox"/> 業務改善 <input type="checkbox"/> 人員配置の見直し
	<p>西淡地区のごみステーションの維持管理に必要な水道代、借地料及び修繕料であり、平成22年度も現状維持とする。</p>	<p>借地料の算出根拠を見直し、各契約ごとに話し合いを持つ必要があると思われる。 ゴミステーションの水道代についても市内全域で統一した取り扱いを見据えて地元と調整する必要がある。</p>
具体的な改善方法 (現状維持以外の場合)	事務又は管理経費に関すること	事務又は管理経費に関すること
		<p>借地料の算出根拠を見直し。 各契約ごとに話し合いを持つ。 ゴミステーションの水道代については地元と協議。</p>
	人件費に関すること	人件費に関すること
		特になし。